

令和4年9月8日  
八幡平市

## 懲戒処分の公表

地方公務員法第29条及び八幡平市職員の懲戒処分に関する指針の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

### 記

#### 【懲戒処分1】

1 被処分者 課長補佐級 50代男性職員

2 処分の理由及び処分の内容

被処分者は、令和3年度において、国の給付事務を担当した際に、制度内容の確認を怠り、支給対象外の世帯に対し、誤支給したものです。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の規定及び八幡平市職員の懲戒処分に関する指針第2条の規定(別表の「1 一般服務」の「不適切な事務処理」)に該当するので、懲戒処分として減給(1月間の給料の月額10分の1の額)としました。

3 処分発令日 令和4年9月8日

#### 【懲戒処分2】

1 被処分者 主事級 20代男性職員

2 処分の理由及び処分の内容

被処分者は、令和3年度において、国の給付事務を担当した際に、必要な手続きを怠り、受給時期が大幅に遅れることとなりました。また、国の補助事業において、必要な手続きを怠り、補助金の交付を受けられなかったものです。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の規定及び八幡平市職員の懲戒処分に関する指針第2条の規定(別表の「1 一般服務」の「不適切な事務処理」)に該当するので、懲戒処分として減給(1月間の給料の月額10分の1の額)としました。

3 処分発令日 令和4年9月8日

### 【懲戒処分3】

1 被処分者 会計年度任用職員 50代女性職員

2 処分の理由及び処分の内容

被処分者は、令和4年7月11日、通勤のため私用車を運転し、八幡平市内の市道の三差路において、安全運転義務を怠り進入したことにより、相手車両に衝突し、人身事故を発生させました。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の規定及び八幡平市職員の懲戒処分に関する指針第2条の規定（別表の「4 飲酒運転・交通事故関係」の「飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）」）に該当するので、懲戒処分として戒告としました。

3 処分発令日 令和4年9月8日